

公益財団法人ソーシャルサービス協会

2023年度(令和5年度) 事業計画

2023年(令和5年)3月8日 第46回理事会

3月24日 第35回評議員会

【I】 私たちをとりまく情勢

2023年度は、長引くコロナ禍と40年来で最大の物価高騰で、生活困窮がひろがるもと、年金切り下げ、2022年10月の後期高齢者370万人の窓口負担の1割から2割への2倍化、2023年10月からの高齢者世帯を中心とした生活扶助基準の据え置きなど、国民への負担増をすすめながら、政府は大軍拡によるさらなる負担増を計画しています。

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、最大規模の感染者数、医療崩壊、医療・介護事業所のクラスター多発、過去最悪の死者数をもたらすなど、深刻な事態をくり返しています。度重なる感染拡大の波のなかで、感染者の自宅療養や高齢者施設などへの留め置き、救急要請しても入院できない事態など、受療権が奪われ、高齢者の人権、いのちの尊厳にかかわる事態が各地であい次ぎました。

ソーシャルサービス協会内においても、介護事業所において所長を含め、職員での感染が発生しました。今年度、新型コロナウイルス感染症は基準の引き下げが予定されていますが、重症化しやすい高齢者の対応や医療機関の拡充などの感染症対応基盤が拡充されず、感染状況によっては深刻な事態も想定され、自己責任の押し付けには反対します。

- (2) 国内政治の状況や国民の暮らしの面では、コロナ禍で生活困窮者などに貸し付けていた生活福祉資金貸付制度の「コロナ特例貸付」は、2023年1月から順次、返済が始まっています。しかし困窮の改善が見通せないなか、返済免除申請は3割を超えています。2022年12月16日に全国社会福祉協議会政策委員会による「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援の在り方に関する検討会報告書 中間取りまとめ」が公表されました。

申請者の特徴として中間取りまとめでは、「コロナ禍以前から、①生活困窮の状態が多い、②雇用が不安定な人が多く」、9割を超える人が「生活保護の利用に至らないが生活困窮状態」となっています。雇用は、非正規労働者の拡大、完全失業者数の増加など、ひきつづき深刻です。

総務省労働力調査(2022年10月)では、雇用労働者数6,081万人と前年比5.5

万人増加していますが、正規が3,614万人、5カ月ぶりに前年比17万人増加した一方で、非正規は2,116万人で34万人増加と、非正規の拡大が続いています。完全失業者数は178万人と、コロナ禍前の145万人（2019年12月）をいまだ23%上回っています。

こうしたなか、厚生労働省の発表で、コロナ禍前まで減少していた自殺者数が2022年には、2年ぶりに増加しました。男性が13年ぶりに増加し、失業者、年金生活者などでも増えています。

(3) 2022年12月16日、全世代型社会保障構築会議は岸田首相に対し「報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」を提出しました。

「報告書」は、非正規雇用や短時間労働者、フリーランスなどは「働き方の多様化」だとして、困窮の温床となっているこれらの働き方を放置する一方で、2035年には就職氷河期世代が高齢期を迎え、そうした労働者の多くが困窮し、地域で孤独・孤立がひろがることを懸念しています。

医療分野では「後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直し」として、保険料の引き上げを明示し、介護分野でも、利用料や室料負担の引き上げなど、利用者・事業者さらなる困難を強いる改悪が検討されています。

2022年の老人福祉・介護事業所の倒産件数は143件に達し、2020年の118件を大きく上回って過去最多となりました。小規模事業者を中心に経営的な困難が増大しています。政府は今後の介護職員の需給見通しについて、2025年に32万人、2040年に67万人が不足すると推計しています。こうしたなか、新たな処遇改善策（交付金制度）が昨年2月から開始されていますが、職種間の矛盾も明らかになっています。10月からは介護報酬（ベースアップ等加算）に組み替えられ、新たな利用料負担が発生しており、「分配」とは名ばかりの「分断」を、職場内や事業者と利用者との間に持ち込むものとなっています。

(4) 岸田内閣は、それまで憲法に拘束されてきた施策を、内閣だけで行う閣議決定で勝手に変え、立憲主義を踏みにじり、戦争する国づくりをすすめています。敵基地攻撃（反撃能力）は、相手国が日本へのミサイル攻撃に着手すれば、反撃（攻撃）するというものですが、相手国の武力行使着手の認定は困難で、日本側が国際法で認められていない「先制攻撃」をした、と捉えられる危険性があります。抑止力の強化を名目にこのような事態を招く敵基地攻撃能力（反撃能力）を持つことは、ミサイルの大量配備をすすめ、外国を攻撃できる装備を持つことに他ならず、憲法9条にもとづく「専守防衛」を形骸化させるものです。軍事費の5年間で大幅増計画も国民生活の困窮に背を向けるものとなっています。

このような情勢のもと、私たちは不特定多数者に貢献する公益事業の拡充をめざし、活力ある地域社会づくりに貢献する事業を推進します。

【II】 公益事業

ソーシャルサービス協会の存在意義を明確にし、不特定多数に貢献する事業活動を地域社会で展開しよう。

(1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供のための事業

ア) 清掃事業を通じて高齢者の就労を促進

年金だけでは生活できない高齢者、生活保護受給者、無料低額宿泊利用者で自立をめざしている生活困窮者を積極的に雇用して、旭川事業所、ワークセンター、田川事業所で清掃事業にとりくみます。当該事業の雇用者に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、非常に高く 48.7%になっています。今年度も高齢者をはじめとした生活困窮者の臨時的、短期的就労希望者に対する就労機会の確保及び安定的な生活基盤の確保に繋がるよう、地方自治体からの公園、道路、河川等の清掃業務等の受注に向けて事業展開していきます。

また、地方自治体からの公園、道路、河川等の清掃等の仕事をおこなう場合、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業等の許可が必要です。現在、北海道の旭川事業所と京都のワークセンター事業所では当該許可を取得し運営しています。

【旭川事業所】

I. 2023 年度方針・予算について

1、事業所運営について

事業所会議や運営委員会など事業行うための意思統一会議など計画します。
業務に関する安全などの会議を年 2 回計画します。

【ワークセンター】

I. 2023 年度方針・予算について

鴨川清掃は大黒柱であり、入札事業ですが、23 年度も確実に確保するようにします。事業団との共同事業での収入減が見込まれるため、家財処分などの営業を強化していきます。

【田川事業所】

I. 2023 年度方針・予算について

現状通りの事業委託があるという前提ですすめます。
毎月、就労者懇談会を実施する。隔月で決算状況を報告する。

清掃事業全体で 4,560 万円 の収益を予定しています。

イ) 高齢者の就労の確保に向けた事業の展開(一般及び産業廃棄物収集運搬事業 許可 取得)

【ワークセンター】

I. 2023 年度方針・予算について

1. 事業所運営について

事業所会議や運営委員会など事業をおこなうための意思統一会議の計画

- ① 運営会議の定例化と中身の見直し。マネジメントサイクルの徹底。
めざすべき方針や目標を定め、その目標を達成させるための会議へ変更していきます。
- ② コンプライアンス態勢の推進
倫理や法令や社会規範、職場のルールを守り、ハラスメントをしない、正直で誠実な事業と活動を進めるために職員教育をすすめます。
- ③ 連携を強めていきます
協同作業の拡充や、人材確保などをめざし、協力、共同を進めていきます。

ウ) 無料職業紹介事業及び職業訓練事業を含む就労支援事業

【ITセンター】

I. 2023 年度方針・予算について

1. 事業所運営について

事業所会議や運営委員会など事業行うための意思統一会議などの計画

- ① スタッフ間で細目に情報共有を図り、互いの意思疎通を常に図る。
- ② キャリアコンサルタントに力を入れ、職業訓練の就職支援費対象になるように具体的な工夫をする。
- ③ さらにスケジュール管理、データ共有を図れる環境を作っていく。

2. 事業方針

1) 現在行っている事業の改善及び発展に向けた取り組み

- ① 選考会の合格者から、訓練カリキュラム、試験日などの検討を実施し、スムーズな訓練を行えるように開講月ごとに改善を図る取組を継続する。
- ② 訓練生の応募する企業の情報共有を更に取組継続する。

2) 職員研修計画

(他団体との学習会)

- ① 厚生労働省のサービスガイドラインを受講する。
- ② キャリアコンサルタントは、積極的に研修を受講し、スキルアップを図る。

3) 予算 (案)

(剰余目標、増収策、支出削減)

- ① 職業訓練でのパソコンの入替えが、まだ半分残っているので、今年は入れ替えを実施する予定である。職員分を含めて約35台。
- ② 職業訓練のテキストの見直しを検討し、経費の負担削減を図る。
- ③ 職業訓練生入校の定員割れが続き、予算遂行が厳しい。
- ④ 訓練生の入校者が少なくなり、就職支援費取得がかなり厳しい。

職業訓練等就労支援事業で2,700万円の収益を予定しています。

エ) 高齢者の就労確保に向けた介護事業

当財団は高齢者介護、障害者介護に約 25 年前からとりくみ、65 歳定年後の高齢者の雇用の促進と低所得労働者の介護に積極的にとりくんできました。2023 年度は居宅介護支援事業、訪問介護事業を中心に、仙台事業所、京都事業所の 2 つの事業所においてとりくみます。

介護事業では、相次ぐ介護報酬の改定で小規模の介護事業所はどこでも厳しい経営となっています。病院から施設でのリハビリ、そして在宅へと繋げていく介護は、施設などを持つ大型の介護事業所が極めて優位な施策となっています。小規模の介護事業所は、なかなか入り込む余地がありません。小規模事業所が生き抜くには、①心のこもった上質な介護の提供、②利用者から選ばれる事業所づくり、③相談・苦情には丁寧な対応の事業所、④利用者の権利を尊重した対応、⑤安全・衛生に細心の注意を払う、⑥従業員の研修を定期的に行う、⑦外部の関係機関との連携がよい事業所、などが必須の課題となっています。更に、2022 年度の介護サービス事業は、新型コロナウイルス感染の拡大で、利用者の生活環境や介護事業所の職員集団そして利用者との介護サービスの提供者の間でも大きな影響を与え、必要なサービスも制限せざるを得なくなりました。2023 年度は引き続きコロナ禍のなかで利用者との関係や、サービス提供者間においてもより安全、安心のサービス提供を進める必要性が高まっています。

I. 2023 年度方針・予算について

1、事業所運営について

●仙台事業所 事業所会議や運営委員会など事業を行うための意思統一会議などの計画

当面、管理者兼介護支援専門員 1 人の体制となる予定。

日本介護支援専門員協会・宮城県ケアマネジャー協会への加入により介護保険他、各制度に関する情報収集、法人本部、法人内各事業所からの情報の提供を活用しながら事業を運営する。各種の研修には積極的に参加する。

経理に関しては適正な経理業務を進める体制を確保します。

要介護者利用者 32 名程度・要支援利用者 6 名程度合計 38 名程度の利用者を安定した状態で確保できるよう努める。

2、事業方針

1) 現在おこなっている事業の改善及び発展に向けたとりくみ

・利用者拡大の計画

○近隣の地域包括支援センターへ定期的に訪問、新規利用者を紹介していただくよう依頼。

○近隣の診療所、総合病院相談員への新規利用者を紹介していただくよう依頼。

○仙台雇用福祉事業団と連絡を密にして、団員の家族、親族、友人等を紹介していただく。

○地域包括支援センターが主催する認知症カフェ等に事業所として参加することで近隣の方々と交流を深める。

○居宅介護支援事業………現在管理者・所長兼務するケアマネジャーが 1 人
現在は新規採用の予定はない。

2) 職員研修計画（他団体との学習会）

仙台市・宮城県が主催する研修会には必ず参加する。

圏域の地域包括支援センターが主催する研修会や集会には必ず参加する。

日本介護支援専門員協会が主催する研修会への参加

宮城県ケアマネジャー協会が主催する研修会への参加。

圏域で実施している認知症カフェ等の事業所として参加することで交流を深める。

(公財)ソーシャルサービス協会内における研修会、勉強会に参加し、組織の一員であることを再自覚すると共に、事業の発展に努める。

3) 予算（案）（剰余目標、増収策、支出削減）

費用支出と均衡のとれる収益を目指します。

コピー用紙・光熱費等の必要経費を可能な限り減らす。

【京都事業所】

I. 2023 年度方針・予算について

1、事業所運営について

2022 年 4 月より、月に一度職員会議を再開しています。(第 4 金曜日 11 時 30 分～12 時 30 分)

当面は、前月までの収支の報告、各事業の（訪問介護、居宅介護）の特筆した内容インシデント・アクシデント、今後の予定と概ね 1 時間での会議となっていますが、今後は、事業所の方針、総括等も行っていけるようにしていきます。

居宅介護支援の会議は毎週木曜日 9 時 15 分～ 訪問のサービス提供責任者会議は毎週金曜日 8 時 30 分～ 開催しています。

ヘルパー会議は、毎月登録ヘルパーさんに集まってもらい、月末金曜日 18 時 30 分～行っていましたが、コロナ禍での感染拡大のリスクがあり、代わりにレポートの提出を行って頂いています。コロナ禍での感染リスクが低下した時に再開したいとサ責集団で考えています。時期については、未定ですが、感染リスクの収まるタイミングで再開したいと思います。

2、事業方針

1) 現在行っている事業の改善及び発展に向けた取り組み

訪問介護、居宅介護とも利用者さん、ご家族さんに喜ばれる活動、在宅で安心して暮らしていけるケアプランの作成、訪問介護計画の作成が重要です。

そのうえでも、職員の確保は急務の課題です。従来の求人募集、現行の職員からの紹介に加え、あらゆる繋がりの中で、一人でも多く確保できるようにしていきます。今、職員のみなさんは、十分な休憩時間もとれず、疲弊した状態の中で奮闘をされている状況で、この状況を何とか変えていかないといけない、何とか、人員を確保して、本来の業務もゆとりを持って出来るように、体制を整えていきたいと思えます。職員の確保を行いつつ、利用者さんの確保をしていただきたいと思います。

居宅介護支援は、現在の法令遵守を行いつつも、施設入所やご逝去された分のご利用者分の確保から開始していただき、現行のご利用者数の確保を行って頂

いた位と考えています。

また、BCPの策定が2024年3月末と迫っており、具体化が必要です。現在、ズームでの研修会等に参加していますが、秋には自然災害に対しての事業継続のBCP一次案を提案できるようにしたいと思います。

2) 職員研修計画

事務所職員のみなさんには、年に一回以上の研修への参加を確認しています。

居宅介護支援は、特定事業所の算定をされている居宅介護支援事業所との年1回の事例検討会や『南けあまねっと』『南区介護支援専門員会』主催の学習会に参加を行っています。引き続き、一回以上の参加をお願いします。

訪問介護の職員、サービス提供責任者の方は、現場に入ることも多くなり、研修に行ける条件が難しくなっていますが、スキルアップとして、特定事業所加算の要件として、年一回以上の参加をお願いしていきます。

3) 予算(案)(剰余目標、増収策、支出削減)

来年度は介護報酬の見直しはないため、現在の介護報酬で一年間算定がされません。

基本的には、報酬の引き上げがないため、昨年と同様、月額訪問と居宅の報酬を合わせて1000万円が必要となっています(昨年は5月7月8月10月が1000万円を超えました。

今年度は、大口の購入計画は予定していません。

介護事業全体で12,580万円の収益を予定しています。

*前年の3事業所が2事業所となり、2,600万円の減収となります。

オ) 資格取得に関する研修事業

移動介護従業者養成研修事業及び介護職員初任者養成研修等の事業をしていた事業所が、2019年(令和元年)12月末で閉鎖したため、現在この事業はとりにくくありません。資格取得に関する研修事業は、機会があれば他の介護事業所でとりにくみたいと考えています。

カ) 高齢者向け諸住宅事業

現在、事業を開始するにあたり人材も予算も計上しておりません。各事業所における新たなサービス付き高齢者向け住宅への展開は、資金不足、現状の厳しい人で不足や不動産取得などを鑑みて事業展開は無理と判断しています。実施時期は未定。

事業を開始する際には、内閣府公益認定等委員会に変更認定申請書を提出します。

(2) 生活困窮者に対する支援事業

これまでワークセンターだけの事業展開でしたが、これまで介護事業を運営していた宮崎・都城事業所が介護事業所を閉めて、財団定款第4条にもとづく生活困窮者自立支援な

どの事業に乗りだします。この事業は初年度は支出をほぼ持ち出しの事業運営を余儀なくされており、収益が見込まれるのは実績などをふまえて次年度からの収益につながるようになります。そのため都城事業所の今期の予算は事業準備と並行し月 20 万円の収益をめざします。

兵庫県伊丹市で定款第 4 条にもとづく生活困窮者自立支援事業や清掃で新しい事業所が発足する予定です。定款変更の決議され次第、事業の展開を図る予定です。

●ワークセンター

1. 事業方針

1) 現在おこなっている事業の改善及び発展に向けたとりくみ

*自立支援センター事業

引き続き入所者の確保と支援、総合的な支援体制の確立をめざします。

窓口からアフターケアまで一貫して行える施設、体制をめざし、緊急一時宿泊所の相談員、地域定着支援事業の相談員との連携を強めます。

*訪問相談事業

令和 4 年度は入所者が少ない状況が続きました。しかし、多様な障害や依存症を持つ利用者は増えてきています。入所者の課題を整理し、関係機関と調整をして、退所につなげるということはかなり幅広い知識が必要になります。関係機関との連携含め相談員の技量アップと支援の強化をおこなっていききたいと思います。

*能力活用推進事業

八瀬保育センター（週 2 日）、公衆トイレ清掃（3 6 5 日）、マンション清掃（週 2 日）は継続しておこなっております。前年度はマンションの清掃が週 1 回が 2 か所増えました。しかしながら、新規の確保やこの事業をおこなう推進員の確保はできていません。今年度は何とか新規の確保を務めていきます。

*京都市ホームレス居宅定着支援事業

2022 年(令和 4 年)度より長い経験と様々な資格を有する主任相談員と、現相談員との 2 人体制で新たにスタートしました。自立支援センター、訪問相談や行政、関係機関と連携して、今後の困窮者支援の基盤にしていきます

2) 職員研修計画

引き続き生活困窮者自立支援機関研修や、関係機関の集まる研修などの参加を強めます。

3) 予算(案) (剰余目標、増収策、支出削減)

- ・入札がうまくいくということが大前提ですが、清掃事業での収入減、人件費、物件費増を考えなんとか適正な結果をだしたいと考えています。
- ・増収策は、引き続き清掃事業での家財処分等の民間事業の拡大を図る。
- ・経費は残業の削減、物件費の削減を進める。

- 4) 新規事業（内閣府公益認定等委員会に変更認定申請書を提出する準備中）
- ・居住支援法人の指定を 2024 年(令和 6 年)度にめざします。これまで京都府と当該事業が、定款第 4 条に定める事業に含まれるかどうかの検討を続けてきましたが、京都府より定款の変更が必要との判断が示され、内閣府公益認定等委員会と相談の上、変更認定の認可を得る準備を進めます。

●都城事業所

- ①2023 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」による事業を開始予定
- ②定款 第 4 条の以下の事業
 - 「(1)清掃事業及び一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業など臨時的、短期的就労を希望する失業者等を雇用して行う事業」
 - 「(2)無料職業紹介事業及び職業訓練事業を含む就労支援事業」
 - 「(3)生活困窮者の福祉の向上を目的とする事業」
- ③ 2023 年度は、民間個人宅等の除草・剪定・清掃の収入
20 万円/月×12 月=240 万円
都城市等に公共事業の入札で取れるよう準備する

【Ⅲ】収益事業

1. 賃貸業として

財団本部での貸室、賃貸業は、東京・新宿区の全日自労会館は 1 階のテナントは契約更新を継続しています。同北区滝野川のユニオンコーポ会館の空き室であった 1 階のテナントに 2022 年 11 月に入居があり満室となりました。

賃貸業収益として、1,007 万円を予定しています。

2. 介護利用者の送迎

青森事業所にて、委託を受けておこなっていた送迎業務は、委託法人の病院建て替えに伴い廃止となりました。

3. ホームページ関係・障がい者ソフト販売、支援マーク事業等

1. ITセンターのホームページ関係は競争入札のため、金額面で落札できず停滞をよぎなくされていますが、2023 年度は現状維持を図ります。

障害者用ソフト販売は、自動でホームページを読み上げるソフトを販売する事業であり、障害者支援にもなる事業です。

総務省発令の Web ガイドラインに沿ってホームページを診断するウェブ・バリアフリー診断事業をすすめていきます。また、日本語のホームページを自動で外国語に翻

訳するソフトは、外国人へのアクセシビリティに効果があり、国際化の時代に沿ったサービス提供をすすめていきます。

HP 事業で2,900万円 の収益を予定しています。

4. その他

(1)当財団本部において寄附を募っていますが、さらに効果的なとりくみができるよう検討します。

以 上